

治山教室8月24日の参加者を募集します

榛原川治山工事協議会



大井川治山センターでは治山教室を開催します。森林の働きや崩れた森林を治す治山事業について勉強してみませんか。

榛原川地区での工事現場の見学会やパワーショベルの搭乗体験など、楽しいイベントが盛りだくさん。

森や土木工事に興味がある小中学生は全員集合！

開催日 8月24日(火)

場所 榛原川地区治山工事現場(役場駐車場に集合)

内容 森林の働きや治山工事の解説、治山工事の見学、各種体験(パワーショベル搭乗、測量の体験、立木調査体験、ゲーム)

対象 小学4年生から中学3年生まで

募集人員 25人

参加費 無料

締切 7月23日(金)

その他 送迎を希望する人は、申込書に送迎希望場所を明記してください。小雨決行、荒天中止。昼食は主催者側が用意します。傷害保険に加入します。

申込方法 参加申込書は大井川治山センターへ請求してください。

【問】 大井川治山センター

☎(59) 3344

FAX(58) 7010

Eメール ooigawa_post_master@rinya.maff.go.jp

役場の窓辺から yakuba no madobe kara

B&G海洋センターのプールが始まりました

B & G 海洋センター

海洋センターでは6月1日よりプールがオープン。快適な水温を維持してお待ちしていますので、皆さんぜひ遊びに来てください。

大人 100円
学生(高校生まで) 50円
幼児(小学生未満) 無料
※小学生以下の利用は、保護者の同伴が必要です。ご注意ください。

【問】 本川根B & G海洋センター
☎(59) 3332

出張がんよろず相談 専門スタッフが地域へ

県立静岡がんセンター

県立静岡がんセンターでは、専門スタッフが地域に出向く「出張がんよろず相談」を実施します。対象者は原則、中部健康福祉センター管内の住民。がんに関する相談を希望する人です。医師、看護師、ソーシャルワーカーなどが2から3人のチームを組み、患者や家族からのがんに関する疑問や不安、悩みについて一緒に考え、問題を解決する手助けをします。

相談は事前予約制。先着5組までとし、定員になり次第締め切ります。
予約受付 8月2日(月)～13日(金)

午前8時30分～午後5時
※土日・祝日を除く

【予約・問】 出張がんよろず相談予約専用ダイヤル
☎055(989) 5392



本町では、寝たきりの人などへの在宅訪問歯科診療を支援しています。入れ歯で困っている人、歯が痛い人、口の中が気になる人など、通院して歯科診療を受けることが困難な人のもとへ歯科医師が往診します。

対象 ①本町に住む寝たきりの人、それに準ずる人。

②通院は困難だが、在宅での歯科の治療は可能な人。

診療者 榛原歯科医師会の歯科医が伺います。

申し込み 本人またはご家族が「在宅訪問歯科診療申込書」を

本庁福祉課長寿介護室か総合支所福祉介護室へ提出してください。申込書は町ホームページからも入手できます。

往診料 本人負担(事前調査費は町が負担)

寝たきりの人などを対象に 歯科医師がご自宅を訪問します

福祉課 ☎(56) 2224

70から74歳の人に交付している国民健康保険の高齢受給者証が、藤色から「うぐいす色」に変わります(8月1日から)。高齢受給者証が届いたら、住所、氏名、生年月日、一部負担金の割合などを確認してください。

高齢受給者証には、自己負担の割合「2割※」または「3割」が示されています。

医療機関を受診する際には、保険証と一緒に忘れず提示してください。

※2割(平成23年3月31日まで)は1割)の表示となっていますが、平成22年4月に1割負担の

8月1日から変わります

国保の高齢受給者証がうぐいす色に

生活健康課 ☎(56) 2222

人の2割への引き上げは凍結されたため、平成22年4月1日から平成23年3月31日まで1年間は、自己負担額は1割に据え置かれます。平成23年4月1日から2割に変更されます。 ※平成23年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人は、有効期限が誕生日の前日となっています(いずれも国民健康保険被保険者証の有効期限前に、後期高齢者医療制度から新しい保険証が届きます)。

現在、手元にある高齢受給者証は各自責任を持って破棄してください。8月1日以降は使用できません。

本町の豊かな自然を守るために 自然公園内の開発行為は許可が必要

商工観光課 ☎(58) 7077



本町には、奥大井県立自然公園に指定されている地域があります。原生林から流れ出る水は、無数の沢をつくり、大小の溪流となつて、ゆったりと町内を流れています。この清流と雄大な山並みは、四季折々の美しい風景をつくり、豊かな水と肥沃な土壌を生み、わたしたちに多くの恵みを与えてくれます。

この豊かな自然を守るために「特別地域」が指定されていて、地域内で開発行為をすることを規制しています。

特別地域内では主に次の行為について許可を必要とします。該当する場合は役場に相談してください。

- 1 工作物の新築、改築、増築
- 2 木竹の伐採
- 3 鉱物の掘採、土石の採取
- 4 広告物の掲出、設置等
- 5 屋根、壁、鉄塔などの色彩の変更
- 6 植物の採取、指定動物の捕獲

詳細については、商工観光課までお問い合わせください。